

(様式1)

## 事案調書(決定会議)

審議日 令和7年10月17日

案件名	相模原市立津久井地域福祉センター及び相模原市立津久井老人福祉センターの今後の方向性について							
所管	健康福祉	局 区	地域包括ケア推進	部	津久井高齢・障害者相談	課	担当者	内線

事案概要

津久井総合事務所周辺公共施設再整備に伴う相模原市立津久井地域福祉センター及び相模原市立津久井老人福祉センターのあり方について諮るもの

審議事項  〔 <b>序議で決定したいこと及び想定(希望)している結論</b> 〕	津久井老人福祉センターの廃止 津久井地域福祉センターの廃止
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ただし、序議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	高齢者などの生きがいづくりと交流活動の場の継続確保					
	効果測定指標					施策番号	46
	年度	R7	R8	R9			
	事業効果 年度目標						

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

## ○事業スケジュール

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施内容	<p>府内調整</p> <p>関係議員への情報提供</p> <p>利用者へ説明</p> <p>老人福祉センター 3月 民生部会 6月 議会提案</p> <p>廃止</p> <p>地域福祉センター 3月 民生部会 6月 議会提案</p> <p>廃止</p>						

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和10年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供	なし	

## 事前調整、検討経過等

備 考	<p>担当者会議構成課(緑区役所区政策課、津久井まちづくりセンター、アセットマネジメント推進課、生涯学習課、津久井中央公民館、健康福祉総務課、高齢・障害者福祉課、政策課)</p> <p>関係課長打合せ会議構成課(緑区役所区政策課、津久井まちづくりセンター、アセットマネジメント推進課、生涯学習課、健康福祉総務課、高齢・障害者福祉課、政策課、財政課、地域包括ケア推進課)</p> <p>カラーユニバーサルデザインについて確認済</p>
-----	--

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.10.6	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果) 原案のとおり承認する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。		
【各施設の機能・あり方について】		
○(総務法制課長)老人福祉センターの廃止後は、地域福祉センターを老人福祉センターとして利用していくという認識か。 →(津久井高齢・障害者相談課長)老人福祉センターとしての機能を地域福祉センターへ持っていくのではなく、あくまで貸室機能といった機能のみを持っていくものである。 →(総務法制課長)法律上など、問題のない運用ができるか、丁寧に確認していただきたい。 ○(経営監理課長)老人福祉センターは新庁舎の完成時に廃止されるといった認識か。 →(津久井高齢・障害者相談課)現在の庁舎を解体する前には廃止する予定である。 →(経営監理課長)第9期相模原市高齢者保健福祉計画とのかわりはどうなっているのか。 →(健康福祉総務課長)計画の改定があったとしても、高齢者の活躍の場の確保は引き続き求められるものと考えている。そのような中で、新庁舎ができればその中で高齢者の活躍の場をある程度確保できると考えているが、仮庁舎期間中は地域福祉センターにおいて、老人福祉センターが担ってきた貸室機能を維持するものである。 ○(アセットマネジメント推進課長)資料について、11ページに代替施設の1つとの記載があるが、何の代替施設かわからない。13ページのスケジュールでは令和10年度末に老人福祉センターが廃止となっているが、実態としては新庁舎の完成時に廃止となるものではないか。 →(津久井高齢・障害者相談課)老人福祉センターは現在の庁舎を解体する前には廃止する予定である。		
【地域説明について】		
○(アセットマネジメント推進課長)老人福祉センターの廃止に当たり、市民の意見等が現時点であれば教えていただきたい。 →(津久井高齢・障害者相談課長)市民への周知については今後の話であり、現時点で反応をもらっているものではない。 ○(財政課長)地域説明に入るにあたり、議会への説明を実施する必要があると考えるがいかがか。津久井地域の再整備に関する基本計画の策定に合わせた時期が望ましいのではないか。 →(健康福祉総務課)津久井地域の再整備にあわせて実施することを考えている。 →(財政課長)スケジュールに議会への対応や地域への説明時期について落とし込んだ方がよい。 ○(政策課長)これまで老人福祉センターを無料で利用してきた市民は、今回の対応により有料での利用となる認識か。 →(津久井高齢・障害者相談課)条例上、使用料の免除に当たらない場合は有料となる。 →(政策課長)その話は既に市民説明を行っているのか。 →(津久井高齢・障害者相談課)細かい部分まで説明できていない。 →(健康福祉総務課長)現在、老人福祉センターを利用している市民には今後説明していく予定である。 ○(マーケティング課総括副主幹)条例上、老人福祉センターを利用していた市民が地域福祉センターを利用することは問題ないのか。これまでと同じように借りることはできるのか。 →(津久井高齢・障害者相談課)ほとんどの利用者が問題なく利用できると考えているが、もし、利用できない団体が生じる場合はほかの施設で活動できるよう調整していく。 →(マーケティング課総括副主幹)以前、城山の再編の時、あじさい会館を廃止し公民館へ機能を集約したが、廃止前と同様な使い方ができない団体もあり、そのような状況も含めて事前に調整を行ってきた。今回も同様のことが考えられるため、丁寧に対応いただきたい。		
【その他】		
○(アセットマネジメント推進課長)行財政構造改革プラン策定時のパブリックコメントの記載が資料にあるが、あくまで策定時の話であるため、ここに記載しなくてもよいのではないか。 →(津久井高齢・障害者相談課長)修正する。 ○(総務法制課長)行財政構造改革プランで廃止はあるが、正確にはアクションプログラムではないか。 →(マーケティング課総括副主幹)行財政構造改革プランにおいて公共施設マネジメント推進プランを加速させるといった位置づけであるため、アクションプログラム 자체がなくなったものではない。 →(健康福祉総務課長)適切な表現へ修正する。		

# **相模原市立津久井地域福祉センター及び 相模原市立津久井老人福祉センターの 今後の方針性について**

**令和7年10月17日 決定会議  
津久井高齢・障害者相談課**

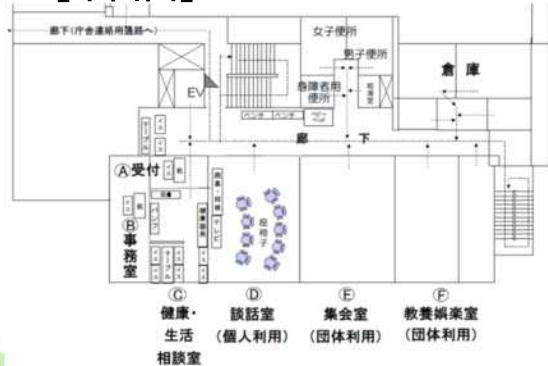
# 1 施設設置場所



【外観】



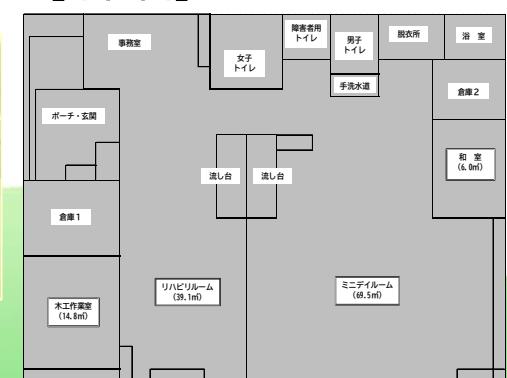
【平面図】



【外観】



【平面図】



## 2 施設の概要(津久井地域福祉センター)

名称	津久井地域福祉センター
所在地	相模原市緑区太井150番地1
供用開始	平成12年4月
経過	平成12年4月 「津久井町生きがいセンター」として供用開始 平成18年3月 相模原市との合併により「津久井地域福祉センター」改称
設置目的	・市内に在住する在宅の高齢者及び心身に障害がある者の保健福祉サービスを行う ・住民福祉のニーズに応じた介護予防事業 ・機能訓練に関する事業 等
管理経営	直営(会計年度任用職員3名による交代勤務)
面積	延べ床面積 235.78m <sup>2</sup> 敷地面積 518.82m <sup>2</sup>
構造	軽量鉄骨造平屋
開所時間	午前8時30分から午後5時まで
休所日	土曜日・日曜日・祝日 年末年始(12月29日から1月3日)
利用料金	無料
利用団体	7団体(令和7年4月1日現在)
利用人数	年間延べ 4,938人 (令和6年度実績)
利用率	約43%(令和7年4月1日現在)

### «津久井地域福祉センターとは»

以下の目的を達成するために、津久井町が生きがいセンターとして整備  
○要介護状態になることを予防するための生きがい活動を行うこと  
○要介護状態になることを予防する基盤を整備すること

### «施設設置当初の事業»

#### ○ミニデイサービス事業

生きがい活動を行う事業として社会福祉協議会へ委託

→ **平成22年3月 事業終了**

#### ○り・はびりす事業

機能訓練として活動するリハビリグループ  
「り・はびりす」が作業訓練活動を実施

→ **平成24年3月 事業終了**

現在は、貸室事業により、  
登録団体が設置目的に沿った事業を実施

公共施設マネジメント推進プラン  
アクションプログラム

→ **廃止**

### 3-1 施設の概要(津久井老人福祉センター)

名称	津久井老人福祉センター
所在地	相模原市緑区中野633番地1
供用開始	昭和56年4月
経過	昭和56年4月 「津久井町文化福祉会館」として 供用開始 平成18年3月 相模原市との合併により 「津久井文化福祉会館」改称 ※津久井中央公民館との複合施設で教育委員会に管理を委任 合併の経過措置として旧津久井町文化福祉会館の料金を適用。 平成30年4月 公民館の有料化に伴い、公民館と 老人福祉センターをフロアで分けて 各部署で管理とした
設置目的	・老人に関する各種の相談 ・老人の健康増進、教養の向上及び レクリエーションのための便宜を供与
管理経営	直営(会計年度任用職員5名による交代勤務)
面積	延べ床面積 359.60m <sup>2</sup> 敷地面積 3828.83m <sup>2</sup> (併設公民館を含む)
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階
開所時間	午前9時から午後4時まで
休所日	第4月曜日 年末年始(12月28日から1月3日)
利用料金	無料
利用団体	19団体(令和7年4月1日現在)
利用人数	年間延べ 11,651人 (令和6年度実績)
利用率	約60%(令和7年4月1日現在) 平日約80% 土日約20%

#### «老人福祉センターとは»

第20条の7 老人福祉センターは、無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。  
(老人福祉法)

平成30年4月に老人福祉センターとして  
管理を開始。

老人福祉センター

高齢者の生きがいづくりの推進

活動・交流の「場」の提供

○19団体が活動中 (R7.4現在)

活動内容：体操、フラダンス、尺八など

○包括支援センターによる事業

百歳体操、認知症サポーター講座など

## 3-2 施設の概要(津久井老人福祉センター)

«老人福祉センターとは»

第20条の7 老人福祉センターは、①無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応じるとともに、②老人に対して、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。(老人福祉法)

①

各種相談事業は、各窓口で対応

○生活全般、在宅福祉サービス  
→津久井高齢・障害者相談課

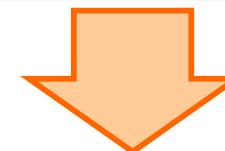
○健康に関する相談  
→緑保健センター(津久井担当)

○介護保険サービス、各種介護予防等の高齢者に関する事業  
→津久井地域包括支援センター

②

★高齢者のサークル活動支援

★地域包括支援センターによる各種事業



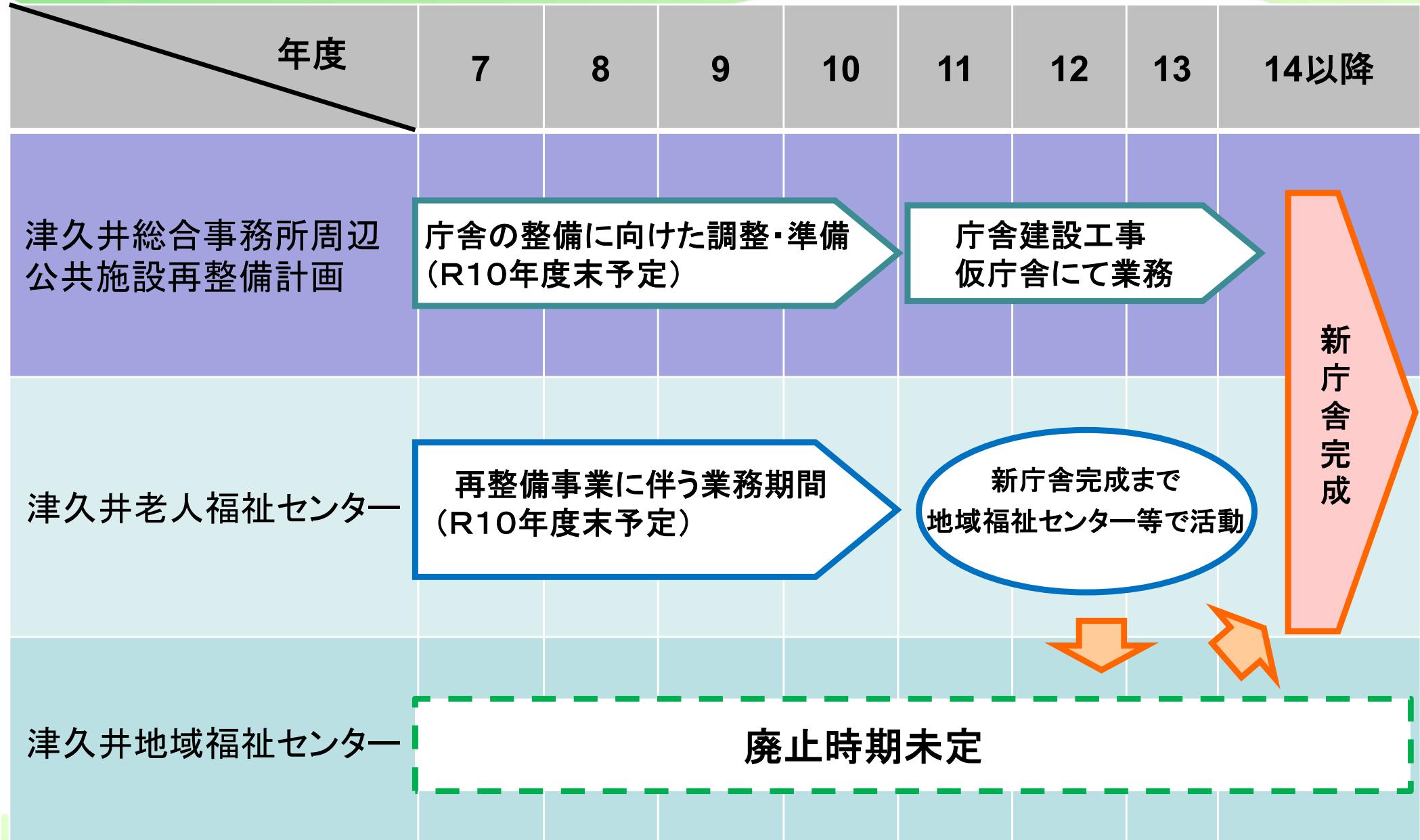
老人福祉センターが担ってきた機能  
(健康増進、教養の向上、レクリエーションの場)に対する  
地域のニーズは依然として高い



体制確立

高齢者の居場所・活動拠点が必要

## 4 津久井総合事務所再整備計画と地域福祉センター



# 5 周辺代替候補施設の状況

## 現在の施設利用者の対応

### 近隣の受入施設

現在の利用状況等から

«津久井老人福祉センター»

津久井地域福祉センター

小網地域センター

### 周辺施設との位置関係

近隣の各施設への  
距離が遠く、代替施設と  
して利用しにくい

津久井生涯学習センター ⇒約3.1km

城山公民館 ⇒約5.8km

さがみ湖リフレッシュセンター ⇒約6.0km

# 6 高齢者の活動の場の確保

第9期高齢者保健福祉計画の位置付け(令和6年3月策定)

## 基本目標

生きがい・介護予防施策等の推進

## 施策の方向性

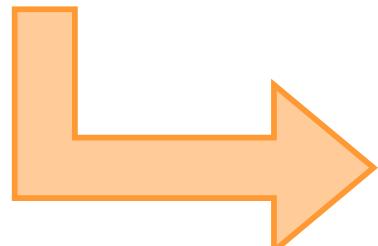
高齢者の生きがいづくりの推進～生きがいづくりと交流活動の推進～

## 今後の方向性

老人クラブの活性化や地区社会福祉協議会が運営する「ふれあい・いきいきサロン」など、地域における高齢者活動を通じて生きがいづくりの推進を図る

## 主な取組

老人福祉センターや通いの場など、生きがいや交流の場の確保



高齢者の活動の場を確保し、高齢者の生きがいづくりと交流活動を推進する

## 7-1 今後の取組方針(案)

### 高齢者などの生きがいづくりと交流活動の場を確保する

#### 津久井老人福祉センター

- ・津久井総合事務所再整備後における市民活動機能の貸室機能に統合する。
- ・現庁舎の解体に合わせて廃止とするが、再整備期間中は、津久井地域福祉センターを活動拠点とする。

#### 津久井地域福祉センター

- ・高齢者の活動の場を確保するため、津久井総合事務所再整備期間は継続し、再整備後に施設を廃止する。

## 7-2 今後の取組方針(案)

### 事業経費

津久井地域福祉センターの改修等は行わない。

管理人室・生活相談室、健康相談室、娯楽共用室、集会室、便所を設けなければならない。

(老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について【昭和52年8月1日 社老第48号 厚生省社会局長通達】)

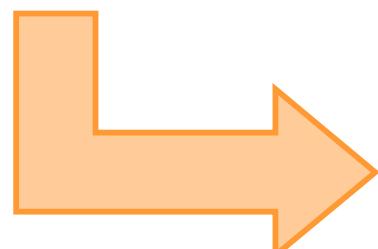
新庁舎建設前の経費  
(～R10年度末)

:老人福祉センターは約4,470,000円／年  
地域福祉センターは約3,730,000円／年

新庁舎建設中の経費  
(R11～R13年度末)

:地域福祉センターは約4,410,000円／年

※ 時期は、津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業の進捗によって前後する可能性有



新庁舎完成後については、  
事業経費は生じない。

## 7-3 今後のスケジュール(案)

年度	7	8	9	10	11	12	13	14以降
津久井総合事務所周辺 公共施設再整備計画			庁舎の整備に向けた調整・準備 (R10年度末予定)		庁舎建設工事 仮庁舎にて業務			新庁舎完成
市議会	老人福祉 センター	情報提供	令和9年度 3月部会	令和10年度 6月提案	廃止			
	地域福祉 センター				令和12年度 3月 部会		廃止	
住民周知・説明			老人福祉センター 利用者・住民説明		地域福祉センター 利用者・住民説明			

# 第17回 決定会議 議事録

(様式4)

○開催日：令和7年10月17日

○開催場所：第1特別会議室

○案件名：相模原市立津久井地域福祉センター及び相模原市立津久井老人福祉センターの今後の方向性について

○担当課：健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井高齢・障害者相談課

○出席者 ■：出席 □：欠席 (代)：代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長

■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■地域包括ケア推進部長 ■健康福祉総務課長 ■津久井高齢・障害者相談課長

## (1) 主な意見等

○(政策部長) 説明資料6ページには津久井地域福祉センターの廃止時期について未定と記載されているが、説明資料9ページには廃止時期が記載されているため、新庁舎完成時期に合わせ、廃止といった表現に修正した方がよいのではないか。また、説明資料10ページの取組方針において改修は行わない旨の記載があるが、トイレ程度は改修してもよいのではないか。

○(総務局長) 改修しないと記載されているが、浴室など、使用されていないような居室についても現状維持とするのか。

→(津久井高齢・障害者相談課長) 今のところは現状維持とする予定である。

○(総務局長) 周辺施設と距離があるといった説明があるが、けんこう号を利用することができるのか。

→(津久井高齢・障害者相談課長) 利用目的に沿っているためけんこう号を利用いただくことは可能であり、そのような団体がいることも想定している。ただし、既に9割ほどの稼働状況といった課題もある。

→(総務局長) けんこう号を増便する考えはあるか。

→(地域包括ケア推進部長) 事業の拡充は検討しているが、人工の問題等、解決しなければならない課題もある。

○(市長公室長) 今後は津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業に係る基本計画（案）の貸室と統合していく想定か。

→(地域包括ケア推進部長) その想定である。

→(市長公室長) 貸室に福祉関係の記載がないが問題ないか。また、津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業はPFI手法で整備する想定だが、事業者の意見を聞きながら進める上で問題は生じないか。

→(津久井高齢・障害者相談課長) 市民活動の貸室として、様々な市民が利用できる居室を用意すると聞いているため、問題ないと認識している。

→(市長公室長) 事業者に福祉的視点があるとは限らないため、津久井総合事務所周辺公共施設再整備を担当している緑区役所区政策課などと引き続き調整いただきたい。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。  
ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。